

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:17-0067)
2017年7月 C-01

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0630 第1号」により下記の検査項目に検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
EGFR遺伝子検査(血漿)	2100点

▼ 詳細内容

検査項目	EGFR遺伝子検査(血漿)
保険点数	2100点
判断料	血液学的検査判断料(125点)
診療報酬点数表区分	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査
備考	<p>ア、EGFR遺伝子検査(血漿)は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ、本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があるため、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</p> <p>ウ、本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>エ、本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>

■ 適用日

2017(H29)年7月1日から適用



株式会社 四国中検

<http://www.s-cyuken.co.jp/>

香川TEL(087)877-0111 高知TEL(088)883-5535 愛媛TEL(089)955-7600 徳島TEL(088)665-3125

検査実施料新設のお知らせ(管理番号:17-0067) 1/1